

愛媛労発基 0323 第 3 号

平成 29 年 3 月 23 日

団体の長 殿

愛媛労働局長



「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」（別添 2 参照）をはじめとして、第 12 次労働災害防止計画において、重点的に取り組むべき健康確保・職業性疾病対策の一つと位置づけ、その予防対策を推進しているところです。

しかしながら、平成 28 年の職場における熱中症による全国の死傷者数（平成 29 年 1 月末時点速報値）は 462 人と前年とほぼ同程度となる見込みとなり、ここ数年は高止まりの状況にあり、県内における熱中症による死傷者数も 11 人と前年比で 4 人増加し、死亡災害は 27 年、28 年と連続して発生しているところです。

今般、厚生労働省では、事業場における熱中症予防対策の徹底を図るため、関係省庁、関係団体等と連携の下、熱中症の予防に係るキャンペーンを実施することとなり、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から平成 29 年 3 月 10 日付け基安発 0310 第 5 号「「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」により、事業者団体等に対して、熱中症予防対策の取組について要請したところです。（別添 1 参照）

つきましては、貴会におかれましても、会員事業場に対する周知啓発を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

参 考

同封しております下記の資料のほか、熱中症予防対策に係る各種情報を厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

○通達：平成 29 年 3 月 10 日付け基安発 0310 第 5 号

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

○通達：平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号

「職場における熱中症の予防について」

厚生労働省 HP

- > 分野別の政策（雇用・労働⇒労働基準）
- > 施策情報（安全・衛生）
- > 施策紹介（職場における労働衛生対策について）
- > 熱中症予防対策

【愛媛県内の熱中症による労働災害（休業 4 日以上）】

発生年別	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
死傷者数（死亡者）	4	(2) 9	1	(1) 7	(1) 11

[発生月別]

5 月		1			1
6 月				1	
7 月	2	(2) 5	1	3	(1) 6
8 月	2	3		(1) 3	2
9 月					2

[業種別]

製造業	1	(2) 5	1	(1) 1	3
建設業				3	2
道路貨物運送業				1	2
農林水産業	2			1	(1) 1
警備業	1	1			
その他		3		1	3